

埼玉県立羽生第一高等学校教育実習申込み要項

本校において教育実習を希望する学生については、以下のように申込みを受付けています。しかし、希望者全員を受け入れることができない場合もあります。実習を希望するにあたっては、教育実習の目的と意義を十分に理解した方のみ申込んでください。

1 教育実習生の資格及び受入れと承諾

(1) 教育実習生の受入れについては、学校の円滑な運営を妨げることがないように配慮するとともに、次の規程によるものとする。

ア 教育実習生は、次の条件を満たすこと。

(イ) 教員になる意思が強く、原則、実習する年度の教員採用試験を受験する者

(ロ) 健康で教員としての適格性を有する者

(ハ) 原則として、本校の出身者

(ニ) 別項2に定める「教育実習についての確認事項」を了承した者

(ホ) 人物・学力に優れ、心身ともに健康であり、社会人として責任ある行動がとれること

補足：麻疹（はしか）について実習期間直前および実習期間において、在籍している大学で麻疹が流行し、休講（休学）になっている場合、実習の受入をお断りする場合があります。麻疹にかかったことがない人は、事前にワクチンを接種しておいてください。その場合、その証明書・領収書等を保管しておいてください。

イ 教育実習生の総受入れ人数は、教員数や学級数を考慮し、年度ごとに上限を決定する。

(2) 教育実習は、指導教諭の指導のもと、所定の「教育実習実施要項」に沿って実施する。

(3) 教育実習生の受入れの手続きは次の通りとする。

ア 教育実習受付期間は、実習実施前年度の5月1日～5月31日の1か月間のうちの平日のみで、受付時間は午前10時から午後4時までとする。

イ 教科(科目)で定員を超えた場合には、6月上旬の指定する日に抽選会を実施する。

2 教育実習についての確認事項

(1) 実習にあたっては、実習教科はもとより、教育活動全般の研究に全力を注ぎ、指導教諭の指導に従って誠心誠意研修に励む。

(2) 実習期間中は、教育に従事する者にふさわしい端正な服装、品位ある行動に努める。

(3) 本校の規則及び校長の指示が厳守できること。

(4) 指導教諭はもちろんのこと、本校のすべての職員の指導に誠実に対応する。

(5) 実習についての謝礼・特別報酬などを、学校および教諭が受け取ることはない。

(6) 必要な経費(使用教科書代・実習材料費等)は、原則として実習生が負担する。

- (7) 通勤は、事前事後指導も含め、原則として、公共交通機関・自転車・徒歩によるものとし、バイク・乗用車の使用は禁止する。
- (8) 実習期間中の事故等については、実習生自身が加入している保険によって対処する。したがって、被害者または加害者になった場合に備え、傷害・賠償保険に必ず加入しておく。
- (9) 教育実習中は実習にのみ専念すること。
- (10) 以上の事項に違反したときは、実習を中止させる場合がある。
- (11) 実習を内諾した後においても、実習者としてふさわしくない行為があれば、内諾を取り消すことがある。
- (12) 実習を許可された場合、単位を修得できなかつたり、進路変更などで実習が受けられないといったことがないようにすること。また、実習期間中の欠席はしないこと。

3 教育実習の時期

教育実習の時期は、原則として前期5月～6月とする。後期9月～10月とする。ただし、本校の事情により、これを変更する場合がある

4 教育実習オリエンテーションの日時について

実習実施年の4月10日以降の課業日に電話で本校の教務部教育実習担当に連絡し、教育実習オリエンテーションの日時を確認すること。